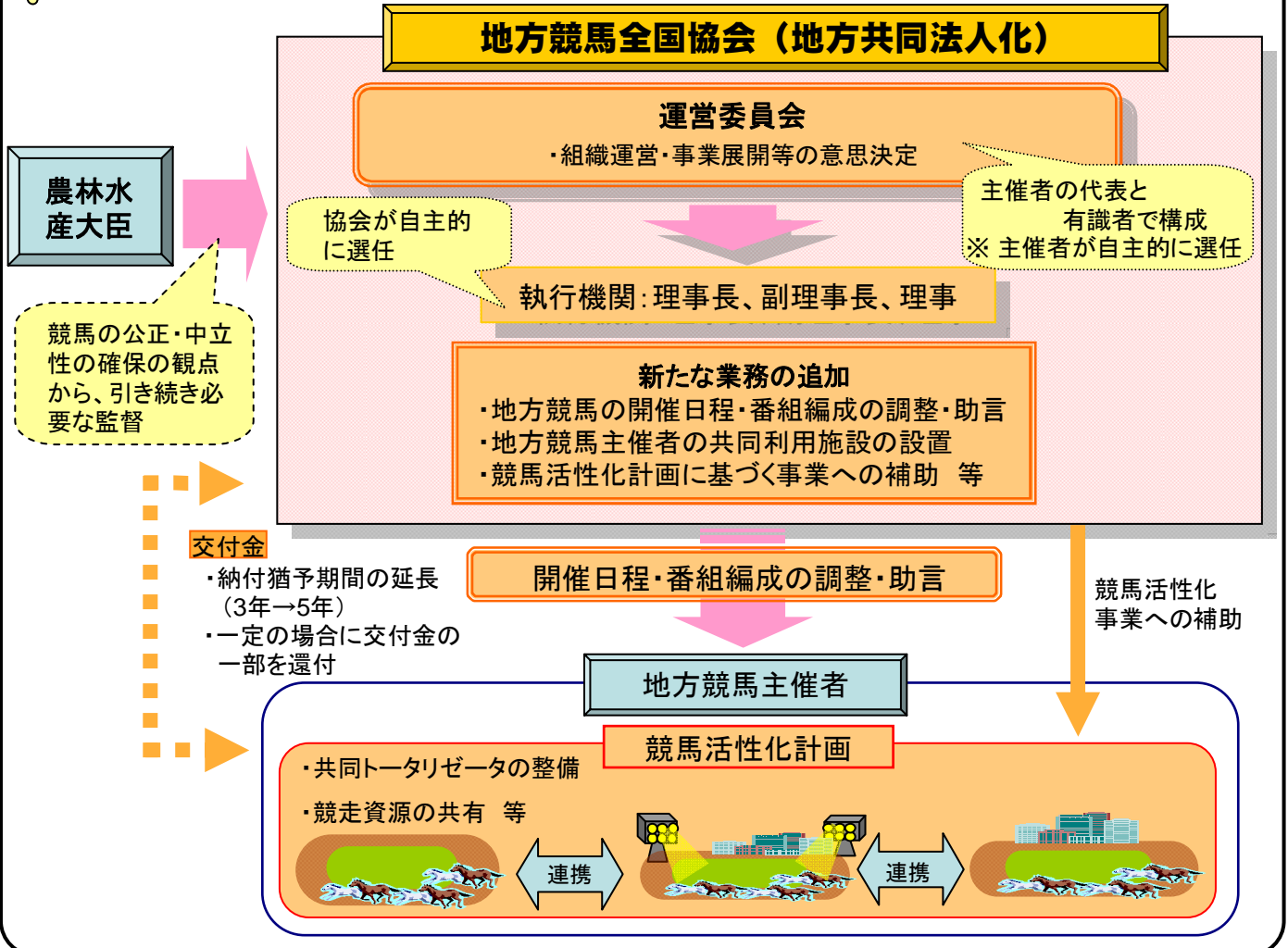


競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律の概要

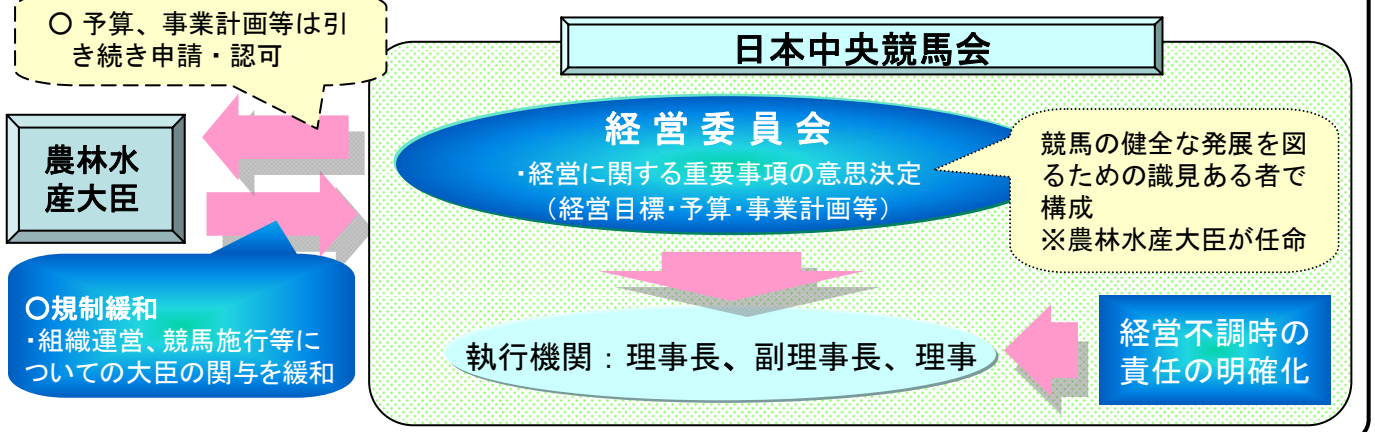
地方競馬全国協会の改革について

○ 主催者の意思と責任で運営される法人(地方共同法人)へ移行



日本中央競馬会の改革について

- 競馬の公正・中立性の確保上支障のない範囲で規制を緩和
- 経営に関する重要事項の意思決定機関(経営委員会)を新設



競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律の概要について

I 趣旨

平成 17 年 12 月に閣議決定された「行政改革の重要方針」を実施するとともに、地方競馬主催者の連携の促進等を通じて地方競馬を活性化するため、平成 19 年 6 月に競馬法及び日本中央競馬会法の一部改正(平成 19 年法律第 76 号)を行った。

II 法案の内容

1 地方競馬全国協会

(1) 地方競馬全国協会の組織の改正及び業務の追加

地方競馬全国協会(以下「協会」という。)を地方競馬主催者が主体となって運営する法人(地方共同法人)とするとともに、次の措置を講ずる。

- ① 重要事項の議決権限等を有する意志決定機関として地方競馬主催者を代表する者等からなる運営委員会を設置する。
- ② 全国的な視野に立った競馬開催日程及び番組編成の調整、地方競馬主催者が共同して利用する施設の設置等の業務を追加する。

(2) 地方競馬における事業収支の改善の促進

- ① 競馬連携計画を改め、地方競馬主催者の相互の連携その他の地方競馬の活性化に資する方策の実施による事業収支の改善を促進する計画(競馬活性化計画)に拡充する。
- ② 地方競馬主催者の事業収支の改善を図るため、3 年間の特例期間(協会への交付金の交付を猶予できる期間)を、5 年間に延長する措置等を講ずるとともに、一定の場合には、協会に納付した交付金の一部を還付する。

2 日本中央競馬会関係

(1) 大臣の関与・規制の緩和

大臣認可が必要な各種規約等について、競馬の公正・中立性の確保上支障のない範囲において、大臣の関与及び規制を緩和する。

(2) 日本中央競馬会の内部組織の改組

経営に関する重要事項を決定する機関として、経営委員会を新たに設置する。

(3) 役員の責任を明確にする仕組みの導入

役員の職務執行が不適切であったために業務の運営状況が悪化した場合等に、当該役員を解任できる仕組みを導入する。

3 その他(払戻に関する規制の緩和)

競馬主催者の経営判断により一定の競走等において、当分の間、通常の払戻金のほか、一定の金額を上乗せして交付できることとする。